

第 1 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和5年1月25日 午後3時00分から4時05分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	1 1	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	1 2	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	1 3	前 田 和 宏	出席
4	安 田 敏	出席	1 4	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	1 5	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	1 6	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	1 7	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	1 8	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	1 9	田 守 文 夫	出席
1 0	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	佐 藤 章
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
 - 7番 田守 康浩 委員
 - 8番 石王 雅士 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 土地の現況証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて
- 議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和5年第1回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、7番 田守康浩委員、8番 石王委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第19項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号は、報告済みといたします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項から第10項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号は、報告済みといたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項朗読、説明)

本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項につきましては、後ほど、議案第3号において「農地法第3条の賃借権等設定の許可申請」がございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項について、要件を満たしているということよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項については、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号には、該当しないと判断できると思われまます。以上です。

議 長 議案第2号第1項の件については、現地調査が行われています。
安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4 番 こちらの畑ですけれども、これまで借りられていたところを3条にて売買ということとあります。1月10日に譲渡人方にお伺いしまして、面積、金額等を確認してまいりました。金額につきましても問題ない金額であると思われまます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われまます。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
石王委員から、調査報告をお願いいたします。

8 番 この案件につきましては、議案第1号で解約された案件でございます。これまで地区外の方が管理しておりましたが、法定相続人の中で話し合わせ、地区内の方に使ってもらいたいということで、隣接地の今回の借主へ貸すということになったようでございます。賃貸料につきましては、地域の平均的な価格であると思われまますので、問題はないと判断いたしました。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

1 2 番 貸主が法定相続人ということは、遺産分割協議が未了ということになると思われませんが、そのような理解でよろしいでしょうか。

事務局長 そのとおりでございます。

1 2 番 遺産分割協議が未了ということは、全員一致をして合意解約と賃貸借の申請ができているということでしょうか。持分が決まっていなかったら、大多数の方が賛成しても多持分主が反対したら申請ができないのではないかと思います。こちらは全員一致であったということでしょうか。

事務局長 法定相続人は、今回の案件では5名いらっしゃいます。合意解約と賃貸借のほうは、4名の方、持分5分の4の同意をいただいております。過半数の同意がいただけた場合には、5年までの賃貸借期間で契約ができるようになっております。通常であれば10年の賃貸借が多いですが、5年までの契約期間であれば許可をすることができますというようになっております。

1 2 番 過半数の同意があればよいというのは、農地法の規定でしょうか。

事務局長 こちらの規定につきましては、『「農地法の運用について」の制定について』という農林水産省からの令和2年4月1日付の通達でございます。農地法の場合には賃貸借期間が5年を超えない範囲であれば、このように貸付ができると通達が出ております。

1 2 番 法律で共有物の処分は持分で決まりますが、管理であれば過半数でできますので、管理行為というのは、例えば、抵当権の抹消や、短期の賃貸借は管理行為となっていて、その短期の賃貸借はどこまでかという解釈の話で農水省の通知で5年までの賃貸借は短期の賃貸借なので管理行為ということで全員の同意がなくてもできるという法解釈を念のため案内したという通知がありますということでしょうか。解決いたしました。

議 長 ほかに、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求め

ます。

事務局長 （議案第3号第2項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
高野委員から、調査報告をお願いいたします。

15番 こちらの土地は、同じ地区の方が3条で借りて作られていた場所でございます。そ
の方が借りられなくなったということで、同じ地区の地続きで耕作されている今回の
借主が代わりに作ることになったということで報告を受けております。賃貸料も地区
の平均を乱すものではなく妥当な金額であると判断しております。以上です。

議 長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

続きまして、議案第3号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求め
ます。

事務局長 （議案第3号第3項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 今月の10日に借主のところへ行って現地確認のほうをしてみました。地番及
び面積並びに賃借料の確認をしてみました。賃借料のほうですけれども、妥当な
金額であると判断してみました。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第4項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第3号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4番 1月10日に貸主方へ伺いまして、面積、金額等の確認をまいりました。貸主
の家の周りの一部を残して畑を貸すということになりまして、新たに今回の借主が3条
にて借受けるということでもあります。金額としても妥当な金額であると思われま
す。以上です。

議長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の件を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の4ページから8ページのとおりでありま
す。利用状況は山林及び宅地となっております。以上です。

議長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。

茂古沼美則委員から調査報告をお願いいたします。

- 5 番 12月20日に事務局とともに現地調査してまいりました。土地の所有者は、今年、農地を売るということで、そのための地目の整理ということです。「調査書」の7ページ、8ページを見ていただくと、1筆は航空写真の真ん中に白く囲まれているところが願出地でありまして、見てのとおり、現況は山林ということで確認してまいりました。もう1筆については、現況図にあるように宅地周りの整理ということで現況に合わせた最小限の面積であると確認してまいりました。以上です。

議長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の9ページから11ページのとおりであります。利用状況は山林、宅地及び原野となっております。以上です。

議長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。安田委員から調査報告をお願いいたします。

- 4 番 先月の20日に現地を見てまいりました。土地所有者の息子さんが経営主でやっておりましたけれども、この度、農地を手放すということになり、宅地周りの耕作ができないところの願出が出たということになります。「調査書」の11ページを見ていただければわかりますように、牛舎等の施設やサイレージの堆積場所となっているということで、畑にはできないということになります。左下の三角形の場所は木が生えておりまして、見てまいりましたけれども、願出のとおり山林ということで問題はないと思われまます。以上です。

議長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいで

すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第5号第1項から第19項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は、省略させていただきます。つきましては、第20項からご説明いたしますので、議案書21ページをご覧ください。

(議案第5号第20項及び第21項朗読、説明)

以上、第1項から第21項につきましては、別添「調査書」12ページから18ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項から第21項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第21項までについて、決定いたします。次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第7項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、旭地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、東旭地区のBさん(47歳)を選定いたしました。

第2項、幕別町のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東旭地区のDさん(37歳)を選定いたしました。

第3項、帯広市のEさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、元林地区のFさん(46歳)を選定いたしました。

第4項、共栄台北地区のGさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、光和地区の法人Hを選定いたしました。

第5項、北駒場地区のIさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北駒場地区のJさん（53歳）を選定いたしました。

第6項、光地区のKさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、光地区のLさん（54歳）を選定いたしました。

第7項、桜が丘西地区のMさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、東平和地区のNさん（52歳）を選定いたしました。以上です。

議長 　ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第6号第1項から第7項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第7項までについて、報告のとおり決定いたします。

　　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　　次に、議案第7号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 　（議案第7号朗読、説明）

議長 　説明が終わりました。皆さんから、ご意見等ございませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第7号について、原案のとおり決議してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第7号について、原案のとおり決議いたします。
　　以上で議案は全て終了しました。

　　以上をもちまして、令和5年第1回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会　午後4時05分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和5年1月25日

議長 石川清光